

平成22年6月

法改正による変更と誤植による訂正箇所をお知らせいたします。誤植については、お詫び申し上げます。これに伴い、【社労士V22年受験 横断・縦断超整理本】の記述を下記のように改めてください。

社労士V22年受験 横断・縦断超整理本 第1章改訂正表		
	誤	正
P19 詳細整理の表内 労災法5行目	・・・使用する水産業で	・・・使用する水産業(船員法1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者の事業を除く)で
P24 ◆雇用法の被保険者 短期雇用特例被保険者	被保険者であって、季節的に雇用又は短期の雇用(同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満の雇用)に就くことを常態とする者	被保険者であって、季節的に雇用される者のうち、次のいずれにも該当しない者 ①4箇月以内の期間を定めて雇用される者 ②1週間の所定労働時間が20時間以上であって、厚生労働大臣の定める時間数未満である者
P26 簡略整理 第3号 被保険者 その他の要件	4. <u>厚生労働大臣の定めるところにより、管轄する地方社会保険事務局長が(改正予定)認定を行う</u>	4. 「3.」の認定は機構が行う

・P31 雇用法（6条）の図表を差し替えてください。

65歳に達した日以後に雇用される者（①同一の事業主の適用事業に同日の前日から引き続いて雇用されている者、及び②短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者となる者を除く）
1週間の所定労働時間が20時間未満である者（雇用保険法を適用することとした場合において日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）
同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者（前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び雇用保険法を適用することとした場合において日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）
季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当する者※ ア 4箇月以内の期間を定めて雇用される者 イ 1週間の所定労働時間が20時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数未満（30時間未満）である者
学校教育法第1条、124条、134条第1項に規定する学校、専修学校又は生徒であって、上記※ア・イに掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
船員法に規定する船員であって、漁船（政令で定めるものに限る）に乗り込むため雇用される者（1年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く）
国、地方公共団体その他これらに準ずるものの事業に使用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であって、厚生労働省令で定める者

社労士V22年受験 横断・縦断超整理本 第1章改訂正表		
	誤	正
P32 ◆適用事業の例外雇用法		全文削除
P36 ◆労災法の特別加入者 一人親方等の保険料	※17区分	※18区分
P45 雇用法の一般被保険者への取扱い 3行目	18日以上雇用された場合は、…	18日以上雇用された場合又は同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された場合は、…
P46～47 [問3] 問題及び解答		全文削除
P81 [問4] 解答	土木の事業「1,000分の14」 清酒の製造の事業「1,000分の13」	土木の事業「1,000分の18.5」 清酒の製造の事業「1,000分の17.5」
P82 ①健保法 協会管掌健康保険の介護保険料率	11.9/1,000	15.0/1,000
P84 ④船保法 疾病保険料率	40～100/1,000	40～110/1,000

・P83 ③ 国年法の図表を差し替えてください。

種 類	額 (平成 22 年)	額 (平成 23 年)
月額保険料	<u>15,100 円 (14,980 円×1.008)</u>	15,260 円×保険料改定率
付加保険料	400 円	

・P84 ⑤ 徴収法の図表を差し替えてください。

種 類	率 等
労災保険率	3～103/1,000 (54 区分) (非業務災害率は 0.6/1,000)
特別加入保険料率	第 1 種 労災保険率と同じ ※2 第 2 種 4～52/1,000 (18 区分) 第 3 種 4/1,000
雇用保険率 ※1	一 般 15.5/1,000 農林水産・清酒製造 17.5/1,000 建 設 18.5/1,000

※1 負担割合

	二事業 (事業主負担)	事業主	被保険者
一般の事業	3.5/1,000	6/1,000	6/1,000
特掲事業	3.5/1,000	7/1,000	7/1,000
建設の事業	4.5/1,000	7/1,000	7/1,000

社労士試験 22 年 横断・縦断超整理本 第 1 章 改訂正表

	誤	正
P95 健保法の国庫負担	⑥介護納付金 <u>一部を補助することができる</u>	⑥介護納付金 <u>1,000 分の 164</u>
P96 健保法の国庫負担表下	※1 当分の間、これらの額の 100 分の 55	※1 当分の間、これらの額の 100 分の 55 <u>(平成 21 年度は、これに 3,500 億円を加えた額)</u>

社労士V22年受験 横断・縦断超整理本（日本法令）
改訂正表

社労士試験 22 年 横断・縦断超整理本 第 2 章 改訂正表		
	誤	正
P129 1. 各医療保険制度における一部負担金の表下 ※2	軽減特例措置により、平成 <u>21</u> 年度の窓口負担は…	軽減特例措置により、平成 <u>22</u> 年度の窓口負担は…
P140 ②70 歳以上の場合 表下 ※（2 個目）	…軽減特例措置により平成 <u>20</u> 年度、 <u>21</u> 年度は 1 割に…	…軽減特例措置により平成 <u>20</u> 年度～ <u>22</u> 年度は 1 割に…
P141 ②外来／外来＋入院（個人単位）表下	（ ）内は平成 <u>21</u> 年度	（ ）内は平成 <u>22</u> 年度
P157 ②障害厚生年金の表下の注 4 及び典型出題の問題文中	平成 <u>21</u> 年度価額	平成 <u>22</u> 年度価額
P173 ①被保険者期間中 船保法「報酬との調整」	なし	あり
P186 遺族年金の比較の表中「支給額」	支給額（平成 <u>21</u> 年度価額）	支給額（平成 <u>22</u> 年度価額）
P199 概略比較の表中	年金額（平成 <u>21</u> 年度価額）	年金額（平成 <u>22</u> 年度価額）
P232 II 総報酬月額相当額と基本月額との合計額が支給停止調整開始額を超える場合 表下	支給停止調整変更額 <u>48</u> 万円	支給停止調整変更額 <u>47</u> 万円（平成 <u>22</u> 年度）
P232 下から 6 行目	※支給停止調整額 <u>48</u> 万円	※支給停止調整額 <u>47</u> 万円（平成 <u>22</u> 年度）
P236 脱退一時金の額差替え	（上から） <u>43,980</u> 円 <u>87,960</u> 円 <u>131,940</u> 円 <u>175,920</u> 円 <u>219,900</u> 円 <u>263,880</u> 円	（上から） <u>45,300</u> 円 <u>90,600</u> 円 <u>135,900</u> 円 <u>181,200</u> 円 <u>226,500</u> 円 <u>271,800</u> 円
P246 介護補償給付の支給額	<u>104,960</u> 円 2ヶ所 <u>52,480</u> 円 2ヶ所 <u>56,930</u> 円 4ヶ所 <u>28,470</u> 円 4ヶ所	<u>104,730</u> 円 <u>52,370</u> 円 <u>56,790</u> 円 <u>28,400</u> 円

P 249 雇用法の日雇労働者・日雇労働被保険者 表内 上から4行目	された者（日雇労働被保険者	された者及び同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された者（日雇労働被保険者
P 250 雇用法の日雇労働者・日雇労働被保険者 表内 上から3行目	に雇用された場合において、	に雇用された場合又は同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された場合において、
P 251 療養の給付の支給要件	平成21年度は100分の10	平成22年度は100分の10
P 272 短期雇用特例被保険者の定義	全文削除	被保険者であって、 季節的に雇用 される者のうち、次のいずれにも該当しない者（日雇労働被保険者を除く） ① 4箇月以内の期間を定めて雇用される者 ② 1週間の所定労働時間が20時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数未満である者
P 277 表下（注1）（注3）	雇用法56条の2第1（3）項	雇用法56条の3第1（3）項

・P347 2. 定期健康診断項目の省略表（喀痰検査以下）を差し替えてください。

胸部エックス線検査	40歳未満 の者（20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除く。）で、次の①及び②のいずれにも該当しない者 ① 学校、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は特定の社会福祉施設において業務に従事する者 ② 常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理1の者、又は常時粉じん作業に従事させたことのある労働者等のうちじん肺管理区分が管理2の者
<small>かくたん</small> 喀痰検査	① 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 ② 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者 ③ 胸部エックス線検査の省略対象者
貧血検査、肝機能検査、血糖検査、 血中脂質検査及び心電図検査	40歳未満 の者（ 35歳 の者を除く）

・P360 ② 雇用保険率の表を差し替えてください。

一般の事業	1,000分の15.5
建設の事業を除く特掲事業	1,000分の17.5
特掲事業のうちの建設の事業	1,000分の18.5

社労士V22年受験 横断・縦断超整理本 第3章 改訂正表		
	誤	正
P360 下から5行目	面養殖の事業を除く)	面養殖の事業及び雇用保険法6条6号に規定される船員が雇用される事業を除く)
P361 2. 特別加入者の保険料率 第2種特別加入保険料率	特1から特17までの17区分…一定の作業(特12)の1,000分の4となっている。	特1から特18までの18区分…一定の作業(特13)の1,000分の4となっている。

・P364 雇用保険率の表を差し替えてください。

雇用保険率 (平成22年度)

事業の種類	率			
	合計率	被保険者負担	二事業率	事業主負担 (二事業率を含む)
一般の事業	15.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
農林水産・清酒製造業※	17.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	10.5/1,000
建設の事業	18.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	11.5/1,000

※ 季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する次の事業については1,000分の17.5とする。

- ・牛馬育成、酪農、養鶏又は養豚の事業
- ・園芸サービスの事業
- ・内水面養殖の事業
- ・雇用保険法6条6号に規定される船員が雇用される事業

社労士V22年受験 横断・縦断超整理本（日本法令）
改訂正表

社労士V22年受験 横断・縦断超整理本 第3章 改訂正表		
	誤	正
P 364 労災保険率の表 第2種特別加入保険料率	17 区分	18 区分
P 370 ③雇用保険率	1. 一般の事業 11/1,000 2. 農林水産・清酒 13/1,000 3. 建設 14/1,000	1. 一般の事業 15.5/1,000 2. 農林水産・清酒 17.5/1,000 3. 建設 18.5/1,000
P 371 3. 保険料（概算・確定）の申告先と納付先 区分左側	<ul style="list-style-type: none"> ・一元適用事業&労働保険事務組合に委託なし（雇用保険関係のみが成立する事業を除く） ・二元適用事業で労災保険に係るもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・一元適用事業&労働保険事務組合に委託なし（雇用保険関係のみが成立する事業を除く）※ ・二元適用事業で労災保険に係るもの※
区分右側	<ul style="list-style-type: none"> ・一元適用事業&労働保険事務組合に委託なし（雇用保険関係のみが成立する事業） ・二元適用事業で雇用保険に係るもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・一元適用事業&労働保険事務組合に委託なし（雇用保険関係のみが成立する事業）※ ・二元適用事業で雇用保険に係るもの※
表下追加		※社会保険適用事業所の事業主が6月1日から40日以内に提出する場合、年金事務所を経由することができる。

社労士V22年受験 横断・縦断超整理本 第4章 改訂正表		
	誤	正
P 382 [問 1] 問題文最後に追加		<u>なお、労働保険事務組合に委託しない継続事業は、年金事務所を経由して提出することができる。</u>
P 383 記憶ポイント 欄外追加		<u>社会保険適用事業所の事業主で、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していない継続事業は、年金事務所を経由することもできる。</u>

P384 法4条の2と則5条（1・2番目）提出先	所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長	所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長※3
P384 保険関係についての事務手続の表下追加		※3 労働保険事務組合に委託しない継続事業は、年金事務所を経由して提出することができる。
P386 [問2]	社会保険事務所長等（改正予定）	機構
P386 [問3][問4]	社会保険事務所長等（改正予定）	厚生労働大臣

・P388 事業主が行う事務手続の表を差替えてください。

必要な場合	届出書	期限	提出先	根拠条文
適用事業所を設置 適用事業所に該当	新規適用届	5日以内	厚生労働大臣又は健康保険組合	則19条
事業所の名称・所在地が変わったとき	事業所所在地・名称変更届			則30条
事業主が変わったとき	事業主変更届※1			則31条
従業員を雇入れたとき	被保険者資格取得届	遅滞なく	機構又は健康保険組合	則24条1項
従業員が退職・死亡、事業の廃止があったとき	被保険者資格喪失届（被保険者証添付※2）			則29条
被保険者の氏名が変わったとき	被保険者氏名変更届	遅滞なく	厚生労働大臣又は健康保険組合	則28条
被保険者（協会管掌に限る）の住所が変わったとき	被保険者住所変更届			厚生労働大臣
被保険者が少年院などに収容されたとき	法第118条第1項該当（不該当）届	5日以内	厚生労働大臣又は健康保険組合	則32条1項
定時決定	報酬月額算定基礎届	7月1日から7月10日	機構又は健康保険組合	則25条1項
随時決定に該当したとき	報酬月額変更届	速やかに		則26条1項
賞与を支払ったとき	賞与支払届	5日以内		則27条
代理人を選任・解任したとき	代理人選任・解任届	あらかじめ	厚生労働大臣又は健康保険組合	則35条
育児休業の保険料免除の申出をするとき	育児休業保険料免除申出書	なし	機構又は健康保険組合	則135条1項

社労士V22年受験 横断・縦断超整理本 第4章 改訂正表		
	誤	正
P 389 ◆被保険者が行う事務手続 則 38 条 1 項、則 38 条 2 項 提出先	事業主經由 <u>社会保険事務所長等（改正予定）</u> 又は健康保険組合	事業主經由 <u>厚生労働大臣</u> 又は健康保険組合
P 389 ◆被保険者が行う事務手続 則 2 条 1 項、則 37 条 1 項 提出先	<u>社会保険事務所長等（改正予定）</u> 又は健康保険組合	<u>厚生労働大臣</u> 又は健康保険組合
P 390 [問 1]	5 日以内に <u>社会保険事務所長等（改正予定）</u> に対して <u>所定の届出</u> をしなければならない	5 日以内に <u>機構</u> に対して <u>提出</u> をしなければならない
P 390 [問 2]	被保険者は、 <u>同一の社会保険事務所の管轄区域内において、同時に 2 以上の…社会保険事務所長等（改正予定）</u> に提出しなければならない	被保険者は、同時に 2 以上の… <u>機構</u> に提出しなければならない
P 392 事業主が行う事務手続 提出先	<u>厚生労働大臣</u>	<u>機構</u>

・P393 被保険者が行う事務手続の表（一部分）を差替えてください。

必要な場合	届出書	期限	提出先	根拠条文
同時に 2 以上の事業所に使用されることになったとき（機構の業務の分掌が 2 以上あるとき）※1	年金事務所の選択届	10 日以内	機構	則 1 条
同時に 2 以上の事業所に使用されることになったとき（※1 の場合を除く）	2 以上の事業所勤務届			則 2 条
…以下変更なし	…以下変更なし			…以下変更なし
被保険者であった者が被保険者の資格を取得したとき	年金手帳の提出※2	直ちに	事業主	則 3 条
…以下変更なし	…以下変更なし	…以下変更なし	…以下変更なし	…以下変更なし

※2 事業主は、年金手帳の提出を受けたときは、当該年金手帳を確認した後、これを被保険者に返付しなければならない。

社労士V22年受験 横断・縦断超整理本 第4章 改訂正表		
	誤	正
P 394 ◆受給権者が行う事務手続 提出先	<u>厚生労働大臣</u>	機構
P 395 問題[問1] [問2] 解答[問1] [問2]	<u>厚生労働大臣</u>	機構
P 396 第3号被保険者の届出先	<u>厚生労働大臣</u>	機構
	<u>社会保険事務所長等※2</u>	機構
P 396 ◆被保険者の届出 表下	<u>※2 社会保険事務所長 (改正予定) に委任</u>	削除
P 397・398 ◆受給権者の届出 提出先	<u>厚生労働大臣</u>	機構

社労士V22年受験 横断・縦断超整理本 第5章 改訂正表		
	誤	正
P 406 3. 一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業 事業報告等		下記 ¹ に差し替え
P 449 7. 一部負担金の表下	※1 予算措置により <u>21年度</u> の窓口での負担は…	※1 予算措置により <u>22年度</u> の窓口での負担は…
P 460 下から8行目	※拠出金率は、平成 <u>21</u> 年4月1日現在、1,000分の1.3…	※拠出金率は、平成 <u>22</u> 年4月1日現在、1,000分の1.3…

1 P406 3. 一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業 事業報告等

毎事業年度経過後一定期間以内に、事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- (ア) 労働者派遣事業報告書 (毎事業年度の労働者派遣の実績等の報告)
→毎事業年度経過後1月が経過する日
- (イ) 労働者派遣事業報告書 (毎年6月1日現在の雇用状況等の報告)
→毎年6月30日
- (ウ) 労働者派遣事業収支決算書
→毎事業年度経過後3月が経過する日